

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

観光庁参事官室 御中

「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」に関する意見

2019 年 10 月 2 日

一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構

大部で詳細な「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」（「基本方針案」）の起草のご努力に深く感謝申し上げます。

以下のとおり、一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構の意見を提出いたします。政府として基本方針案を最終化するまでにできる限り反映していただくとともに、基本方針に盛り込めないものについても、今後、関係規則の制定、基本方針の解説・回答、政府の運用等に取り入れていただけますよう、お願いいたします。また、関係する地方公共団体にも、RFP（RFC を含む。）、実施方針、IR 事業者の選定、区域整備計画、実施協定等に反映していただけるよう、併せて要望いたします。

提言内容

No	項目	内容
第1 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項		
1 意義 2 目標		
1-1	ソフト面を含む IR 施設の在り方	<p><1 ページ 5 行目他></p> <p>「象徴的で先進性や他には見られない魅力を有する建築物」</p> <p>賛成です。こうした建築物のない IR 施設は、IR 事業者の選定や地域整備計画の認定において大幅に劣後する扱いとすべきです。</p>
1-2	安定的で継続的な IR の運営	<p><2 ページ下から 3 行目他></p> <p>「(1) 長期間にわたって、安定的で継続的な IR の運営が確保されること・・・が極めて重要な前提条件である。」</p> <p>賛成です。これを十分に踏まえて、国も地方公共団体も IR 整備法第 10 条の更新、第 13 条第 1 項第 2 号の実施協定等について対応していただきたいと思えます。</p>
1-3	特定の地域への観光客の集中に伴う影響	<p><3 ページ 2 (2) ></p> <p>多くの外国人観光客や国内からの観光客が特定の地域に集中した場合に、その地域住民の日常生活が脅かされることがないように配慮することが必要であると思えます。</p>
第2 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策に関する基本的な事項		
2-1	ソフト面を含む IR 施設のあり方	<p><3 ページ「2 (1)」7 行目および 6 ページ「(1) 国際会議場施設及び (2) 展示等施設」></p> <p>前者「MICE 施設を整備することにより」および後者の記述全般</p> <p>施設整備 (ハードの「はこもの」) のことしか記述しておらず、片手落ちです。23 ページ「エ」5 行目にある「MICE 誘致のための施策及び措置」等のソフトの体制、予算、人材、能力ある事業者等も要件とすべきだと考えられます。</p>

第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項		
1 IR施設の在り方 2 IR区域の在り方		
3-1	ソフト面を含むIR施設のあり方	<p><6 ページ 10 行目および末尾 2 行></p> <p>「施設の使用頻度を高め、施設の運営による効果を最大限発揮していく観点から、・・・他の機能としても使用することや、他の施設とつなげて一つの機能を発揮するなど、他の機能と併せて複合的に使用することが可能である。」および末尾 2 行</p> <p>賛成です。この観点から、特に MICE 施設は、MICE 以外の用途への使用も積極的かつ柔軟に認めていただくようお願いいたします。</p>
3-2	魅力増進施設の要件	<p><7 ページ (3) 魅力増進施設></p> <p>魅力増進施設（3号施設）については、「IR 整備法では、魅力増進施設は、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるものであることが要件とされている。」ことは記載されているが、IR 推進会議のとりまとめで提言された、「①多様なコンテンツを、内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く伝える、(又は) ②コンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える、③上記①②に共通して、魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる」等については記載されていません。これらの事項は、今後定められるガイドライン等において要求されることになるのでしょうか。それとも、要件としては求められないことになったのでしょうか。</p>
3-3	ソフト面を含むIR施設のあり方	<p><7 ページ (5) 宿泊施設></p> <p>「需要の高度化及び多様化に対応」((5) 4 行目) することをより具体化し、最高級のホテルと高級和風旅館など、複数の宿泊施設が整備され、サービスを提供することを要件とすることが望まれます。</p>

3-4	ソフト面を含む IR 施設のあり方	<p><7 ページ (6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設></p> <p>法律上はなるほど「設置することが可能なもの」((6) 4 行目) ではありますが、実質的にはこの施設がない IR 施設は考えられません。従って、IR 事業者の選定と地域整備計画の認定に当たっては、この施設の整備とサービスを評価において重視すべきです。また、この施設の一部が (3) 魅力増進施設の機能も兼ねることを積極的に認めるべきです。</p>
3-5	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設	<p><7 ページ (6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設></p> <p>その他施設 (6 号施設) として、いわゆるレジャー施設でない施設 (例えば、ヘルスケアツーリズムの拠点としての病院) は認められることを明確にすることが望まれます。</p>
3-6	その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設	<p><7 ページ (6) その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設></p> <p>その他施設 (6 号施設) の例示として遊園地が挙げられていますが、東京ディズニーランドのような遊園地を想定した場合、当該敷地全てがその他施設として認められるのでしょうか。それとも、遊園地の屋内施設 (建築基準法上の建築物に該当する施設) のみがその他施設として認められ、屋外のアトラクションはその他施設とは認められないのでしょうか。IR 施設の延べ床面積の算定の基礎となるものであることから、基準を明確にすることが望まれます。</p> <p>また、仮にその基準を満たさない場合や 6 号施設が 7 ページ (6) に記載の基準に該当しない場合には、IR 区域からその区域が外されて、カジノ面積の 3% の分母の床面積に含まれなくなるなどの扱いがあるのでしょうか。</p>
<p>第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項</p> <p>3 IR 事業の在り方</p>		

3-7	IR 事業者の付帯事業	<p><u><8 ページ (1) IR 事業の一体性></u></p> <p>「IR 事業者は IR 事業以外の事業の兼業が禁止されているが、設置運営事業の範囲としては、IR 施設を設置し、及び運営する事業に加え、それを支えるものとして、付帯事業が認められる。例えば、付帯事業として、IR 区域の内外にかかわらず、利用者の利便性の確保に必要なもの等が考えられる。」との規定に賛成です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にはどのような事業を想定しているのでしょうか。また、「等」とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。IR 事業者が行うことのできる事業の範囲が不明確であることから明確にすることが望まれます。 ・例えば利用者の移動手段の利便性を上げるために送迎サービスを提供するような場合を含め、付帯事業としての IR 施設外のサービス提供において収益を得ることが可能であることを確認していただくようお願いいたします。 ・この付帯事業についても、本来の事業と同様に運営委託等が可能であることを明記すべきであると考えます。
3-8		<p><u><9 ページ (1) IR 事業の一体性></u></p> <p>施設を一体として施設運営事業者もしくは施設共用事業者が保有するのを前提として、カジノ以外の事業に関しては、運営委託ができると理解しております。それらの委託対象となる事業について、場合によってはジョイント・ベンチャー等による子会社による事業運営も認められると考えてよいのでしょうか。</p>
3-9	カジノ以外の IR 業務の委託等	<p><u><9 ページ 2～3 行目></u></p> <p>「経営判断を IR 事業者に留保した上で、・・・業務委託やテナントへの入居契約を行うことが可能である。」</p> <p>基本方針案の上記の文は、そもそも第 95 条第 1 項が認めている範囲より狭くなっています。(例：「テナ</p>

		<p>ント入居」は「施設の賃貸」より狭い。同項第5号が欠落している。) IR 整備法第95条が一の設置運営事業者による一体的経営を原則とし、反社会的勢力を排除しようとする趣旨は理解できますが、その適用や運用が拘子定規で過度に厳しくなるとカジノ以外の IR 業務を阻害すると思います。従って、業務の種類、規模、期間等によって合理的な範囲で弾力的な適用や運用が必要です。カジノ管理委員会の規則と運用に関する問題かもしれませんが、IR 業務の成否にかかわる重要な問題ですので、基本方針案でもこの点について言及していただきたいと思います。(例：MICE 施設を IR 事業者が直営する場合、数日間だけ狭い小間を借りるすべての出展者が同条の認可を要するのか？これでは MICE 振興という目的に反することになる。)</p>
3-10	IR 事業者の資本構成	<p><9 ページ (2) IR 事業者の資本構成></p> <p>国や地方公共団体からの直接の出資等の IR 事業への直接の関与は認めないとされているが、第三セクター等「間接的に公的主体が関与すること」も同様に規制することが望まれます。</p>
3-11	IR 事業者の清廉性確保	<p><9 ページ (3) IR 事業者の廉潔性確保></p> <p>過去に遡り、国外でのカジノ事業等の免許取得において違法性の事実のある事業者もしくは出資者、あるいは現在起訴されている事業者等は、日本での IR 事業を行うことが出来ない旨を明示する必要があります。テロ支援国家や海外の反社会的な人物との関わりを持ってカジノ事業を行なった事業者は、日本での IR 事業を行うことが出来ない旨を明示する必要があると考えます。</p>
3-12	ATM 規制について	<p><10 ページ (4) IR 事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置></p> <p>「IR 区域内において新規与信機能を有する貸金業の端末等を設置 することは認められない。」とあるが、</p>

		クレジットカードの機能であるキャッシング等を利用できる端末も設置されないということを意味しているのでしょうか。ホテル等カジノ以外の利用に使う場合も考慮して、カジノ施設外の IR 施設内は一定金額までは可能とすることを要望します。
第3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項		
4 カジノ事業の収益の IR 施設の整備等への活用の在り方		
3-13	税制について	<p><11 ページ 3～4 行></p> <p>「積立金として積み立てておくことも認められる。」</p> <p>賛成ですが、税制上の対応がなければ機能しません。基本方針案が地域整備計画の認定の更新度に IR 事業の向上等を要求する（例：基本方針案 39 ページ 5～8 行）中で、税制上の対応が必要なものがあると思います。その他にも IR 事業について税制上不明な点の明確化（例：後述 4-32、4-33、カジノの所得が源泉徴収対象でないこと）、特別措置を講じるべき点等について、遅くとも 2020 年には政府として対応していただけるようお願い致します。</p>
3-14	IR 事業者の費用負担	<p><11 ページ 5～10 行、13 ページ下から 6～4 行および 22 ページ下から 6、7 行></p> <p>「・・・都道府県等が行う IR 区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善・・・有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策・・・費用の一部を分担することが認められる。」</p> <p>「有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策（の）費用の一部」については、IR 事業者は積極的に分担すべきですが、「都道府県等が行う IR 区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善」は一義的には都道府県等が増加する税収や納付金収入の活用を含めて行うべきものであって、IR 事業者に過度の負担を求めるべきではありません。</p>
3-15	IR 事業者の財務等	<p><11 ページ 23～24 行></p> <p>「IR 事業者においては、・・・利益配分を行うことが</p>

		認められる」 賛成ですが、「IR 事業者の株主又は社員の変更に当たって儲ける制限」＜「基本方針案」34 ページ（イ）＞が適切であることを条件に、株式上場を認めることも明記することが望まれます。
第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項		
1 実施方針		
4-1	地方自治体に求められること	＜13 ページ 1～2 行＞ 「IR 事業者に対して求める・・・IR 区域の整備に係るスケジュール」 都道府県等は、必要な手続き、工事の工程等をよく検討し、実現が困難なスケジュールは強要すべきではないと考えます。（現に、スケジュールを急がせることも一因となって工費の増加等を生じ、IR の整備に悪影響を与える懸念事例もあります。）
4-2	ソフト面を含む IR 施設のあり方、カジノ以外の IR 業務の委託等	＜14 ページ 2～5 行＞ 「MICE 誘致のための施策及び措置・・・広域的な観光ルートの設定等・・・の施策及び措置並びにこれらの施策及び措置に関して IR 事業者に協力を求めたい事項等」 MICE 誘致や広域的な観光ルートの設定等（IR 整備法第 2 条第 1 項第 1、2、4 号の機能の要です。）は、IR 事業者自らは十分に行えず、他の専門性のある事業者へ委託または賃貸するニーズも多いので、これを認めることを明記することが望まれます。
4-3	地方自治体に求められること	＜14 ページ ウ（ア）実施方針の策定に関する留意点＞ 第 1 番目の項目 基本方針案と同様に、実施方針（および作成する場合は募集要項等）の案をあらかじめパブリックコメントに付すことが望まれます。
4-4	地方自治体に求められること	＜14 ページ ウ（ア）実施方針の策定に関する留意点

	ること	<p>≥ 第三番目の項目</p> <p>入場料納付金および納付金の使途に関する方針は、遅くとも地域整備計画の認定申請までには決定し、同計画に含めるべきだと考えます。また、社会保障の充実が日本の最大の課題であること等にかんがみ、IR整備法第232条に列記された施策のうち、「社会福祉の増進」に関する施策も使途として重視すべきだと考えます。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>2 公募及び選定</p>		
4-5	国土交通省令案、カジノ管理委員会規則案の公表タイミング	<p><全般></p> <p>自治体によるIR事業者公募開始前に、国土交通省令案、カジノ管理委員会規則案を公表することを要望します。国土交通省令及びカジノ管理委員会規則による詳細な規定が公表されていない場合、IR事業者の事業計画立案の精緻化が難しいと考えます。</p>
4-6	地方自治体に求められること	<p><17 ページ (オ) ></p> <p>「土地の賃借料」の後に「又は代金等」を加え、「当該負担金等の係るものに過度な配点を行う等」の前に「当該土地の賃借料又は代金等や」を加えるべきだと考えます。</p>
4-7	海外の犯罪者情報等の国からの情報提供	<p><17 ページ (カ) ></p> <p>自治体による適格性の確認において、暴力団等の反社会的勢力に該当しない確認が必要となる旨の記載があるが、海外の犯罪者情報等は、国が情報提供すべきではないでしょうか。</p>
4-8	事業者選定時の背面調査	<p><17 ページ (カ) ></p> <p>都道府県等の事業者選定に、IR整備法41条1号～5号のカジノ事業免許の審査基準において要求される事業者、事業者の役員、支配的影響力を有する者、主要株主等に要求される「十分な社会的信用を有する</p>

		者であること」に関して、暴力団員等の反社会的勢力との関係があるか否かを中心に調査をすればよく、カジノ事業免許を付与する際と同等の背面調査までは必要ないという理解でよいでしょうか。
4-9	地方自治体に求められること	<p><18 ページ (カ) ></p> <p>第三者委員会の構成員を事前に公表することに反対するものではありませんが、構成員および選定作業を受託するコンサルタント等も 18 ページ (ア) と同じ規律に服することを明記すべきだと考えます。</p>
4-10	次点の選定	<p><18 ページ (キ) ></p> <p>民間事業者の選定においては、選定された事業者が辞退する等不測の事態が起こる可能性もあるため、次点の事業者も選定して公表すべきだと考えます。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>3 区域整備計画の記載事項、申請手続 4 認定の申請期間 5 審査委員会</p>		
4-11	区域整備計画の申請様式	<p><19 ページ (1) 区域整備計画の記載事項></p> <p>自治体の IR 事業者選定時において、国への区域整備計画の事業計画等の申請様式を参考にすることで、区域整備計画の様式に沿った公募が可能となります。このため、自治体の IR 事業者公募開始前に、区域整備計画の申請様式を公表することを要望します。</p>
4-12	一部早期開業	<p><20 ページ (イ) IR 施設の営業を開始するまでの工程に関する事項></p> <p>19 ページ イ (ア) の①と②の要件を満たしていることを条件に、例えば、延床総面積 100 万平米の IR 施設のうち、(1) MICE および宿泊施設の政令基準の広さの各半分を含む IR 整備法第 2 条第 1 項の諸施設 50 万平米並びに 1.5 万平米のカジノ施設を一部早期開業し、(2) 最初の認定期間のうちに残りの MICE および宿泊施設の政令基準の広さの各半分を含む IR 整備法第 2 条第 1 項の諸施設 50 万平米並びに 1.5 万平米のカジノ施設が開業する、というようなケースも認</p>

		めていただきたいと思います。
4-13	ソフト面を含む IR 施設のあり方	<p><21 ページ (ウ) 維持管理及び設備投資に関する事項 ></p> <p>「IR 施設を構成する施設ごとに」 各施設に共通の建造物、スペース等もできると思われますので、「施設ごとに」の解釈と運用は柔軟にすべきだと考えます。</p>
4-14	IR の警備	<p><23 ページ オ (ア) ></p> <p>基本方針 (案) のなかで、カジノ施設及び IR 区域内の警備や監視について繰り返し言及されたことや、防犯上の観点も踏まえた IR 施設のレイアウト設計にまで言及されたことを肯定的に受け止めています。さらに一歩進めて、日本型 IR を世界一安全安心なものとし、IR 区域全体の安全安心を確保するためには、区域全体・施設横断での警備情報の連携、指揮命令系統の統一、警備の質の統一を図る必要があります。IR 区域全体について一体的な警備・監視が行われることを区域整備計画や認定審査において担保する必要があると考えます。その一環として、たとえば、ラスベガスやマカオの大規模 IR においても一つの監視センターでカジノ施設を含むリゾート全体の総合一括監視管理を行う方式 (コンバイン方式) が増えつつあるように、日本でもそのような監視センターの設置を求めることや、カジノ以外の施設も 24 時間 365 日絶え間なく確実に効果的に警備を行える体制を求めることが考えられます。</p>
4-15	IR の防災	<p><23 ページ オ (ア) ></p> <p>基本方針 (案) では防災にほとんど言及がありませんが、災害の多い我が国において IR 運営の持続性を担保し、地域社会からの理解を得ていくためには、防災上の措置 (たとえば、消防をはじめとする関係機関との連携体制の構築、防災上の観点も踏まえた IR 施設のレイアウト設計、BCP 計画など) についても区域</p>

		整備計画や認定審査において担保される必要があると考えます。
4-16	コミットメントレター等の必要性の有無	<p><25 ページ (2) 添付書類></p> <p>(ア) 区域整備計画の申請に関する添付書類として、金融機関からのコミットメントレター等は必要ないと理解してよろしいでしょうか。なお、事業基本計画には、「区域整備計画の申請時における資金計画」を記載することになっている (21 ページ) ことは理解しております。</p>
4-17	IR 事業者の適格性に関する添付書類	<p><26 ページ ウ IR 事業者の適格性に関する添付書類></p> <p>IR 事業者の適格性を担保するための添付書類には、海外におけるカジノ免許取得等に関わる過去の犯罪履歴や起訴事実等の有無や事実も併せて記載する必要があると考えます。また、海外におけるカジノ事業において、反社会的人物や入国拒否をされるブラックリストに載っている人物等との関係の有無や事実も併せて記載する必要があると考えます。</p>
4-18	認定の申請期間	<p><27 ページ 4 認定の申請期間></p> <p>基本方針 (案) の公表を受けて IR 誘致の判断を行う地方公共団体やその住民に対する事業機会の公平性を担保するためには、ある程度の検討期間が必要です。特定の地域のための認定申請期間とならないよう留意することが望まれます。公平性の観点からも事業者選定を無理に急がせることは、適切な区域選定の機会を逸する危険性があります。例えば、大規模な PFI コンセッション事業では、下記程度の提案期間を確保しています。</p> <p>例：関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等における募集要項配布から優先交渉権者の選定・公表 (期間約 1 年)</p> <p>募集要項の配布開始：平成 26 年 11 月 12 日</p> <p>優先交渉権者の選定・公表：平成 27 年 11 月 10 日</p>

4-19	認定の申請期間と認定審査の基準	<p><27 ページ 4 認定の申請期間、6 認定審査の基準></p> <p>区域整備計画の申請期間が「検討中」とされているが、速やかに公表されるべきです。</p> <p>同じ時期に認定を行わないと、経済状況や諸条件が異なり、公平な認定審査が難しくなると想定されますので、2段階申請ではなく、国による認定審査は、申請する全自治体を同時期に実施することを要望します。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>6 認定審査の基準</p>		
4-20	認定審査の基準	<p><29 ページ オ 観光及び地域経済の振興への寄与></p> <p>区域整備計画策定時には、近隣自治体に IR が設置されないことを前提に事業性を試算することになると想定されます。しかし、近隣の自治体にも IR の設置が認められた場合（例：首都圏に2つの IR が認定された場合）、個々の IR 事業の収益性は下がることが推測されます。認定審査において事業性に影響を及ぼすような近隣自治体が区域整備計画を申請してきた場合は、どのように評価するのでしょうか。</p>
4-21	ソフト面を含む IR 施設のあり方	<p><28 ページ ア (イ) ></p> <p>「カジノ施設の数が一を超えず」</p> <p>合計3%以下の面積で32ページ(キ)も満たすことを条件に、一般向けの大部屋のカジノだけでなく、諸外国でも常識となっているハイローラー用の個室やハイクラスの利用者用のクオリティの高い非個室のカジノが IR 施設内にあることが国際競争上も望ましいので、こうしたケースが認められることを明記すべきだと考えます。</p>
4-22	認定審査の基準	<p><30 ページ (3) 評価基準></p> <p>基本方針(案)では、認定審査の評価基準の項目に定量的な割合が示されていないため、自治体による IR</p>

		事業者選定時に、どの項目を重要視すべきか判断が難しいと考えます。自治体による IR 事業者公募において、「選定基準は、民間事業者の選定を公正かつ透明に行う観点から、客観的なものとする。事業内容等について、定性的な基準を用いる場合でも、選定の評価結果の数量化等により客観性を確保すること。」を求めるのであれば、国による区域認定審査基準の定量的な割合を先に示すべきではないでしょうか。
4-23	ソフト面を含む IR 施設のあり方	<p><30 ページ ア (ア) IR 区域全体></p> <p>全体として賛成ですが、三つ目の項目の「これまでにないスケール」の後に「とクオリティ」が欠落しています。IR 整備法の準備段階から一貫して「スケールとクオリティ」の双方を求めてきたと理解しております。</p>
4-24	IR 区域全体	<p><30 ページ ア (ア) IR 区域全体></p> <p>「IR 区域内の建築物のデザインが・・・求められる。」に賛成ですが、この後に「もちろん、他の事例の模倣であってはならない。」を追加していただくようお願いいたします。</p>
4-25	魅力増進施設	<p><31 ページ ア (ウ) 魅力増進施設></p> <p>いわゆる興行的なエンターテインメントにおいては、その企業のみならず、当該興行において出演する芸人・タレント個々の清廉性を担保する必要があるかと考えます。</p>
4-26	送客施設	<p><31 ページ ア (エ) 送客施設></p> <p>世界にも例のない施設でノウハウと経験のある事業者は少ないこと、しかもこの施設の目的が極めて重要であることを考えると、いわゆるショーケース機能とコンシェルジュ機能について、単に「ひととおりに対応できます」程度の事業者ではなく、レベルの高いサービスが提供できる事業者がかかわることを要件と</p>

		<p>して明記すべきと考えられます。</p> <p>また、当然、多言語での対応が求められます。</p>
4-27	ソフト面を含む IR 施設のあり方	<p><31 ページ「ア（エ）送客施設」末尾の行、「（オ）宿泊施設」末尾の行および 32 ページ「（カ）その他観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設」末尾の行></p> <p>「（イ）MICE 施設」と同様、「体制」の後に「及びノウハウ」を追加することをご検討下さい。</p>
4-28	認定審査の基準	<p><32 ページ イ 経済的社会的効果></p> <p>国に申請する区域整備計画に記載する経済波及効果については、比較可能性を確保するため、その算出方法を事前に定めることを要望します。</p> <p>周遊する旅行者の消費支出、MICE 利用者の消費支出などは、モデルケースを任意に想定することにより、経済波及効果の上乗せが行われ、比較可能性を損なうことが懸念されます。</p>
4-29	地域経済への効果	<p><32 ページ イ（イ）地域経済への効果></p> <p>IR の開発・運営に関する業務発注が一部の大手企業にのみ集中することがないよう、中小企業に対する門戸を開く必要があると考えます。</p>
4-30	地域経済への効果	<p><32 ページ イ（イ）地域経済への効果></p> <p>区域整備計画に係る評価基準「経済的社会的効果」として、「地域経済への効果」が挙げられているが、IR 区域のみならず IR 区域外をも一体的に開発することにより、地域の観光の魅力を一層増進させることができる場合、IR 区域外の開発投資についても「地域経済への効果」として合算することはできるのでしょうか。地域の観光の魅力は IR 区域内で完結するものではないことから、合算できるべきと考えます。また、既存施設を活用した場合には、その既存施設による効果を除外して計算するべきではないでしょうか。</p>

4-31	IR 事業者の財務等	<p><u><33 ページ ウ (イ) ></u></p> <p>「財務面からみて安定的であり」</p> <p>賛成ですが、事業開始後だけでなく、そもそも事業の準備、開始の段階について、IR 事業者のファイナンスに関する具体的な要件が必要です。少なくとも、実施方針、事業者選定および区域整備計画認定の段階で、①IR 事業者となろうとする、または IR 事業者に出資しようとする会社の財務の状況と見通し（非公開会社であっても IR 整備法の手続の中では関係当局に開示すべき）、②出資についての財務面を含む確実性、③IR 事業への銀行等の融資等の条件を含む確実性を、都道府県等および国土交通大臣が十分に検証することを基本方針案に明記すべきだと考えます。</p>
4-32	カジノ事業の収益の活用するための税務論点	<p><u><33 ページ エ></u></p> <p>カジノ事業の収益の活用するためにはそもそも十分なカジノ収益が必要であり、先行する諸外国において、カジノ事業者にとってはカジノ行為景品類（コンプ）の顧客への提供は、顧客誘致及びカジノ収益の確保のためには必須の実務になっています。そのため、日本 IR においても顧客へのコンプの提供は欠かすことのできない実務になると想定されますが、このコンプが法人所得の計算上で損金不算入として取り扱われるようになると、日本における IR 事業者がコンプを縮小せざるを得なくなり、結果として十分なカジノ事業の収益を見込めなくなります。そのため、コンプの提供は法人所得の計算上で適切に損金算入がなされるような規制になることが望まれます。</p> <p>また、アジアを中心とした諸外国のカジノでは、全ての VIP がローリングチップ（ノンネゴチップ）でプレイしており、ノンネゴチップを使用して顧客のゲーム履歴をトレースし、ディスカウント等のコンプを公正に計算している実務があります。VIP への公平な還元により VIP の誘致を促進するため、日本 IR においてもノンネゴチップが使用できるようにする必要があります。</p>

4-33	カジノ事業の収益の活用するための税務論点	<p><33 ページ エ></p> <p>カジノ事業の収益であるカジノ行為粗収益は、「資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること」の要件を満たさないことから、消費税法上の不課税として整理して頂くことで十分なカジノ収益の確保に努めて頂くことが望まれます。</p>
4-34	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を防止するための日本版 MICS	<p><33 ページ オ></p> <p>カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の一つとして、カジノ行為粗収益（GGR）の正確な計算を妨げる不正（チーティングの発生）が挙げられます。米国 NV 州においては、不正 GGR を防止して、GGR を正確に集計するために、カジノ事業者が最低限順守しなければならない内部統制（Minimum Internal Control Standards; MICS）が確立されていますが、日本においても同趣旨を達成するために、日本版 MICS の確立を早期に行うことが望まれます。</p> <p>また、世界最高水準の規制を設ける日本 IR では、その他の有害な影響を徹底的に排除するために、日本版 MICS では GGR の正確な計算のみならず、その他のマネーロンダリング対策や責任あるギャンブラーリング対策をカバーできる統制内容にすべきと考えられます。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>7 実施協定の締結</p>		
4-35	地方自治体に求められること	<p><全般></p> <p>実施協定の締結は法律上も区域整備計画の認定後ですが、現実には、基本方針案 26 ページにあるように、事前に実施協定の案を作成し、同計画の認定申請の際提出すべきものです。実施協定の事前の作成はこれが認定の判断の重要な要素であるから当然ですが、仮に認定判断の基礎となった実施協定の案と締結された最終的な実施協定が著しく相違し、認定の判断に大きな影響を与えたと考えられるような場合には、認</p>

		定自体の取消もありうるとすべきだと考えます。
4-36	安定的で継続的な IR の運営、地方自治体に求められること	<p><35～36 ページ (2) 、37 ページ (6) および40 ページ8～10 行></p> <p>区域整備計画の認定期間 10 年・5 年問題への配慮として、①基本方針 (案) の各所に「長期間にわたる安定的で継続的な IR」 (P 1、13、33、35、37、38) が記載されるとともに、②実施協定に損失補償条項を置くこと (36 ページ) や③実施協定の期間を長期間とすること (37 ページ) が記載されていることは歓迎できます。</p> <p>②の「都道府県等が必要な手続を行わないことにより認定の更新がなされない場合・・・における補償」と「都道府県等の申請により認定の取消しが行われた場合における補償」は、実施協定に必ず規定することが望まれます。</p> <p>③この期間は、数十年という長い期間を必ず定めるべきだと考えます。</p> <p>また、基本方針 (案) には記載はないが、都道府県等の実施方針や議会の議決等において、仮に区域整備計画の認定更新を申請しないことになる場合の基準を予め定めることも要望します。</p>
4-37	融資金融機関による担保設定	<p><35～36 ページ (2) ></p> <p>設置運営事業等の継続が困難となった場合における措置に関する事項では、都道府県等及び IR 事業者間における必要な措置等を定めるべきとされています。一方で、そのような状況下、IR 事業者に資金提供する融資金融機関と都道府県等の関係性は明らかではありません。融資金融機関は IR 事業者の株式や不動産等に担保設定を行うことが想定され、仮に当該融資がデフォルトし、融資金融機関による担保処分等に当たっては、実施協定の相手方である都道府県等との各種調整が必要になると考えられます。よって、都道府県等と融資金融機関では直接協定等を締結する必要性が認められますが、直接協定等の内容及び締結に</p>

		<p>特に制約はないとの理解でいいのか、又は国は直接協定等に係るガイドライン等の公表を予定しているのか、ご教示いただきたく存じます。</p> <p>さらに、融資金融機関による担保設定及び処分における国の関与は想定されるかご教示いただきたく存じます。関与が想定される場合、そのメカニズムが明らかではありませんが、国と融資金融機関との直接協定等の締結は想定されるかご教示いただきたく存じます。また、直接協定等の締結が行われる場合、直接協定等の雛形は公表されるか、ご教示いただきたく存じます。</p>
<p>第4 区域整備計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>8 区域整備計画の変更 9 認定の更新 10 認定の取消し 11 評価</p>		
4-38	認定更新時の「内容の拡充」	<p><39 ページ 9 認定の更新></p> <p>「IR 整備法第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく区域整備計画の認定の更新の申請に当たっては、認定された期間の更新に加えて、<u>区域整備計画の内容の拡充</u>も必要となることから」の「内容の拡充」とは、IR 整備法 15 条 3 項における再投資の努力義務の範囲内と考えればよろしいでしょうか。</p> <p>区域整備計画の更新時に、もし IR 区域の拡大や IR 施設の追加整備が必ず必要という意味であれば、同条同項の範囲を超えて義務を課すことになり、賛成できません。</p>